

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第13号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年 3 月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長公室市民総活躍推進課の項中「地域連携推進係長」を「地域共生係長」に改め、同表くらし文化部防災安全課の項の次に次のように加える。

健康福祉部福祉政策課	課長	健康福祉部福祉政策課	(現) 地域福祉係長
------------	----	------------	------------

別表第 1 健康福祉部社会福祉課の項中「(現) 地域福祉係長」を削り、同表環境経済部農林課の項中「農林係長」を「農村政策係長」に改める。

別表第 2 総合政策課長の項中「高原地域振興館及び」を削り、同表市民総活躍推進課長の項中「地域連携推進係長」を「地域共生係長」に改め、同表保険医療課長の項中

「		「		に
	(現) 保険料係長及び係員 (現) 福祉医療係長及び係員	を	(現) 保険料係長及び係員	
」				」

改め、同表中

「				
	社会福祉課	災害援護資金貸付金及びその附帯金の収納	(現) 地域福祉係長	を
		所管に係る徴収金の収納	(現) 厚生係長	
				」
「				
	福祉政策課長	災害援護資金貸付金及びその附帯金の収納	(現) 地域福祉係長	に

社会福祉課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 厚生係長
--------	-------------	----------

」

改め、同表こども支援課長の項中

「

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の収納	(現) 児童福祉係長
療育教室利用者負担金の収納	(現) 子育て支援係長及び係員

を

」

「

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の収納	(現) 児童福祉係長
児童手当及び児童扶養手当の支給	(現) 児童福祉係長及び係員
所管に係る徴収金の収納	
療育教室利用者負担金の収納	(現) 子育て支援係長及び係員

に

」

改め、同表農林課長の項中

「

鳥獣飼養登録票の交付並びにその更新及び再交付手数料の収納	(現) 農林係長
------------------------------	----------

を

」

「

鳥獣飼養登録票の交付並びにその更新及び再交付手数料の収納	(現) 農村政策係長
高原地域振興館の使用料の収納	

に改める。

」

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。